

甲斐市で建設・土木工事等を計画されている方へ

埋蔵文化財の取り扱いについて以下の手順を踏まえて各種手続きをお願いします。

①事前照会

甲斐市内で工事等により土地の現状変更を行う場合、工事予定地が周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲内であるかの確認が必要となりますので、お早めにご照会ください。

[問い合わせ方法]

市教育委員会生涯学習文化課窓口かFAXでお問い合わせください。
(工事予定地の分かる地図の提示をお願いします。)

問合せ先

甲斐市教育委員会 生涯学習文化課 文化財係
(甲斐市役所 新館3階 35番窓口)

〒400-0192 甲斐市篠原2610

TEL 055-278-1697 (内線 1756・1757)

FAX 055-276-7290

②周知の埋蔵文化財包蔵地である場合

埋蔵文化財発掘の届出書の提出

周知の埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等を行う場合、文化財保護法第93条の規定により、事業者は工事着手の**60日前までに「埋蔵文化財発掘の届出書」**を山梨県知事宛に提出する義務があります。届出書は市教育委員会生涯学習文化課窓口又は甲斐市ホームページ内にあります。必要事項を記入の上、甲斐市教育委員会に**2部提出**してください。

山梨県からの指示および市教育委員会との協議

工事地点や工事内容に応じて、以下の4つの内もっとも適切な指示が山梨県から事業者へ通知されます。この回答を受け、事業者と市教育委員会で具体的な取り扱いについて協議を行います。

(1) 発掘調査

内容 本格的発掘調査

手続 実施方法・期間・費用負担など詳しい内容につきましては、市教育委員会と協議して下さい。

(2) 試掘調査

内容 遺跡の有無や深さ、密度等を把握し、本格的な調査の必要があるかどうかを判断するための小規模な調査です。

面積 工事面積の5%以上

期間 工事面積によって異なります。

手続 埋蔵文化財試掘調査依頼書に必要事項を記入のうえ、提出して下さい。

(3) 工事立会

内容 基礎工事等に伴い文化財担当職員が立ち会う調査です。遺跡が発見された場合、必要最低限の記録作成のため、工事の中断をお願いすることがあります。

手続 工事着手の3日前までに市教育委員会へご連絡ください。

(4) 慎重工事

内容 工事の掘削を届出内容に沿ったものにとどめ、工事の施工を行っていただくもので、調査は行いません。

手続 特に必要ありませんが、遺構・遺物が発見された場合、速やかに市教育委員会へご連絡をお願いします。

③周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場合

工事予定地が「周知の埋蔵文化財包蔵地」や「史跡」でない場合は、文化財保護法に基づく届出は必要ありません。

しかし、「周知の埋蔵文化財包蔵地」以外でも未確認の遺跡が存在し、工事中に遺跡が発見される場合があります。遺跡を発見した場合には文化財保護法第96条第1項に基づきその現状を変更することなく、市教育委員会経由で山梨県知事宛に「遺跡の発見届出」を提出しなければなりません。文化庁長官はこの届出によって現状を変更する行為の停止又は禁止を命じる場合があります。こうした不時発見を避けるため、特に大規模工事を計画している方は工事着手前に確認調査を行うことをお勧めします。調査の実施については市教育委員会へご相談ください。

土木工事等に伴う埋蔵文化財の取り扱い手順

